

広域連携施策に関する要望

全国広域連携市議会協議会は、令和2年度政府予算における広域連携施策に関する要望を別記のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

令和元年10月

全国広域連携市議会協議会
会長 山田延孝
(鳥取市議会議長)

要 望

広域連携に関わる市は、これまで、一部事務組合や広域連合等における事務の共同処理制度を活用し、行政の効率化及び住民サービスの向上に努めてきたところである。

今後、人口減少・少子高齢化により社会構造が大きく変化する中、持続可能な行政サービスを提供するためには、地域の実情に応じた広域的な対応が不可欠であり、平成26年の改正地方自治法により、新たに設けられた連携協約をはじめ、事務の共同処理の仕組みを活用した地方自治体間の広域連携への取組がますます重要となっている。

また、令和元年6月21日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」においても、連携中枢都市圏、定住自立圏構想を推進するとともに、各圏域における取組の更なる深化への支援等が示されており、連携中枢都市圏及び定住自立圏の形成に取り組む地方自治体が増加している。

さらには、平成30年7月5日に発足した第32次地方制度調査会における諮問事項においても、圏域における地方自治体の協力関係が盛り込まれている。

このようなことから、今後も引き続き広域連携に関わる市に対する適切な支援措置が必要であるため、国においては、下記事項の実現を図るよう強く要望する。

記

- (1) 連携中枢都市圏及び定住自立圏並びに一部事務組合や広域連合等の事務の共同処理制度等の広域連携施策を引き続き推進するとともに、都道府県を越えた地域の連携など多様な広域連携のあり方を視野に入れ、その推進に当たっては、地方自治体の意見を十分反映すること。
- (2) 広域連携施策に対する財政支援については、地方自治体の実情に応じて適切に措置すること。
- (3) 連携中枢都市圏及び定住自立圏については、その推進経費に係る所要額を確保するとともに、今後も、地域の実情に応じた柔軟な連携を図ることができるよう対象条件の更なる緩和及び財政支援措置の拡充を図ること。
- (4) まち・ひと・しごと創生における広域連携施策の推進に当たっては、積極的に地方自治体に情報提供するとともに、地方自治体の意見を十分反映すること。
次期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定においては地域間連携の推進等広域連携の視点を重要な柱として盛り込むこと。
- (5) 今後の地方制度調査会において市町村間連携の強化を検討する際には、自治体の多様性、地域の抱える様々な課題を踏まえ、地方自治体の意見を反映するとともに、現在の広域連携の仕組みを尊重したうえで、各自治体が自主的、主体的に最適な手法で行えるよう検討すること。

